

平成 28 年 6 月 16 日  
東北管区行政評価局

## 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視 改善通知に対する措置状況（フォローアップ）

総務省東北管区行政評価局では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣による農林水産業に係る被害が、中山間地域等を中心に全国的に深刻化し、東北地方においても、イノシシ及びニホンジカの被害が増加している状況にあることから、平成 27 年 8 月から 28 年 3 月にかけて、「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」を実施し、この調査結果を踏まえて、東北農政局及び東北地方環境事務所に対して、改善措置について通知しました（平成 28 年 3 月 15 日）。

今般、その改善措置について、東北農政局及び東北地方環境事務所からの回答を受け（フォローアップ）、その状況を取りまとめましたので、公表します。

### ○「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」

平成 28 年 3 月 15 日、東北農政局及び東北地方環境事務所に改善通知  
改善通知に基づく措置状況（フォローアップ）は別添参照

（本件照会先）

総務省東北管区行政評価局  
第一部第 1 評価監視官室（羽鳥・佐々木）  
電話：022（262）8458

※ 結果報告書等は、総務省東北管区行政  
評価局ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/kanku/g\\_hyouka/g\\_kekka\\_chiiki.html](http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/kanku/g_hyouka/g_kekka_chiiki.html)

## 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視の結果に基づく改善通知に対する措置状況（フォローアップ）

- 【調査の実施時期等】
- |           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 1 実地調査    | 平成27年8月～28年3月                                |
| 2 調査対象機関等 | 東北農政局、東北森林管理局、東北地方環境事務所、宮城県、岩手県、市町村（8）、関係団体等 |
| 3 調査担当    | 東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所                          |

【通知日及び通知先】 平成28年3月15日 東北農政局、東北地方環境事務所

【改善措置等に関する回答年月日】 平成28年6月13日：東北農政局、平成28年3月29日：東北地方環境事務所

### 【調査の背景事情等】

- 近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大、狩猟者の減少及び高齢化に伴う狩猟による捕獲圧の低下、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化
- このような鳥獣被害を防止するため、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号、平成26年11月最終改正）が制定され、被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることとされた。  
また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、平成26年5月最終改正）に基づき、その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、当該鳥獣の管理に関する計画を定め、個体数管理、生息環境管理や被害防除等の総合的な管理対策に取り組むこととされている。
- しかし、東北6県のうち、①宮城県内では、イノシシ被害として、被害金額は平成16年度の1,988万円から26年度は11,963万円と約6倍、被害面積は同様に13ヘクタールから167ヘクタールと約13倍、被害量も同様に68トンから1,380トンと約20倍になっている、②岩手県内では、ニホンジカ被害として、26年度は前年度より減少したものの、被害金額は16年度の6,038万円から26年度は25,647万円と約4倍、被害面積も同様に123ヘクタールから807ヘクタールと約7倍、被害量も同様に1,969トンから6,220トンと約3倍に増加するなど、鳥獣による農作物被害は拡大
- 東北管区行政評価局は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息及び農作物等被害の把握状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査

改善通知事項	回 答
<p>1 鳥獣による農作物被害の的確な把握及びその結果の活用 (改善通知事項)</p> <p>東北農政局は、鳥獣による農作物被害に関する県及び市町村による把握が的確に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 県が農作物被害を把握するため独自に調査要領等を作成している場合、農林水産省が定めた「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」(以下「農林水産省調査要領」という。)及び「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」(以下「農林水産省留意事項」という。)と整合性が図られるよう助言すること。</p> <p>② 県を通じて市町村に対し、農作物被害の把握方法が単一であるため農作物被害の把握が不十分な場合、その把握方法を複数化する等、農作物被害をよりの確に把握するよう助言すること。 また、把握方法を複数としていても農作物被害の把握が不十分な場合、客観資料等との照合により検証作業を行い、農作物被害を的確に把握するよう助言すること。</p> <p>③ 県を通じて市町村に対し、農業共済組合のデータを活用して農作物被害を把握する場合は、農林水産省留意事項において示されている算出方法に即して算定するよう助言すること。 また、鳥獣ごとの食性等を示すなど農林水産省留意事項に即したよりの確な把握方法について情報提供すること。</p>	<p>(東北農政局)</p> <p>○ 各県に対して、「平成 27 年度野生鳥獣による農作物の被害状況報告について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 北振第 1791 号 東北農政局長から管内 6 県の知事宛て。以下「被害状況調査取りまとめ依頼文書」という。)により、県において農作物被害を把握するため独自に調査要領等を作成している場合、農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項と整合性を図るよう助言した。</p> <p>○ 各県に対して、被害状況調査取りまとめ依頼文書により、被害状況調査に際して、以下のことについて、市町村を指導するよう依頼した。</p> <p>① 市町村において、農作物被害の把握方法が単一であるため農作物被害把握が不十分な場合、その把握方法を複数化する等、農作物被害をよりの確に把握すること。 また、把握方法を複数としていても農作物被害の把握が不十分な場合、客観資料等との照合により検証作業を行い、農作物被害を的確に把握すること。</p> <p>② 市町村において、農業共済組合のデータを活用して農作物被害を把握する場合は、農林水産省留意事項において示されている算出方法に即して算定すること。</p> <p>③ 鳥獣被害の取りまとめに当たっては、野生鳥獣被害防止マニュアル(農林水産省生産局 公表)に記載されている、鳥獣ごとの農作物被害の特徴と痕跡や食性などを参考(注)に的確に把握すること。</p> <p>(注) 被害状況調査取りまとめ依頼文書に、主要な鳥獣の食性や特徴などを記載した参考資料(野生鳥獣被害防止マニュアルから引用)を添付。</p>

改善通知事項	回 答
<p data-bbox="208 507 1070 624">④ 県を通じて市町村に対し、農作物被害を地区別に把握し、可能な限り地区別分析を行うよう助言すること。その際、地区別分析を行っている事例を収集し、情報提供すること。</p> <p data-bbox="192 639 678 667">〈指摘事例の概要〉（2県8市町を調査）</p> <p data-bbox="208 683 1070 1011">① 農林水産省留意事項に比し簡略な留意事項により被害状況調査を行うよう市町村に依頼（1県）  ② 農作物被害を農家に対するアンケートのみの単一の方法により把握しているが、回収率が約5割（1市）  ③ 農業共済組合のデータを活用して被害を把握しているが、農林水産省留意事項どおりに把握していないため、被害面積や金額の算定に誤り（2市町）等  ④ 地区別分析を未実施（6市町）、実施（2市）</p> <p data-bbox="152 1070 958 1139">2 地区別分析の結果を活用した効果的な被害防止計画の作成等  （改善通知事項）</p> <p data-bbox="208 1155 1070 1230">東北農政局は、鳥獣による農作物被害に対する被害防止対策を効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="208 1246 1070 1401">① 県を通じて市町村に対し、被害防止計画を作成する際、可能な限り地区別分析を行い、積算根拠を明確にした上で、被害軽減目標を設定するよう助言すること。その際、地区別分析を行っている事例を収集し、情報提供すること。</p>	<p data-bbox="1137 252 2085 448">さらに、「東北農政局管内鳥獣被害対策担当者会議」（平成28年5月23日に、管内6県の農林水産部鳥獣被害担当課の担当者を参集して開催。以下「各県担当者会議（平成28年5月23日）」という。）において、改めて農林水産省調査要領及び農林水産省留意事項に基づいて調査を行うよう各県の担当者を指導した。</p> <p data-bbox="1115 507 2085 667">○ 地区別分析を行っている市等から被害調査取りまとめ様式、集計方法、分析方法等の情報を収集し、取りまとめているところであり、現時点において市等から収集した調査票等を、各県担当者会議（平成28年5月23日）において、提供した。</p> <p data-bbox="1137 683 2085 837">さらに、地区別分析の事例を取りまとめて地区別分析の有効性や分析に要した労力・費用等について、県を通じて市町村に対して情報提供するとともに、農作物被害を地区別に把握し、可能な限り地区別分析を行うよう助言することとしたい。</p> <p data-bbox="1126 1193 2085 1401">（東北農政局）  ○ 各県担当者会議（平成28年5月23日）において、県から市町村に対して、被害防止計画を作成する際、可能な限り地区別分析を行い、積算根拠を明確にした上で、被害軽減目標を設定するよう助言した。また、地区別分析を行っている市等から被害調査取りまとめ様式、集計方法、分析方法等の情報を</p>

改善通知事項	回答
<p>② 県を通じて市町村に対し、可能な限り地区別分析の結果を活用して被害防止計画を作成するよう助言すること。その際、地区別分析の結果の活用方法等について情報提供すること。</p> <p>③ 県が市町村から被害防止計画の実施状況報告を徴収していない場合、県に対し、市町村における被害防止対策に対する指導を的確に行うため及び第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てるため、被害防止計画の実施状況報告を徴収するよう助言すること。</p> <p>④ 事業実施主体（協議会等）において、以下のことが的確に行われるよう、県に対し指導すること。</p> <p>(i) 事業評価を適切に行い、その結果を期限内に報告すること。</p> <p>(ii) 被害防止計画に定められた被害軽減目標の達成率が70%未満となっている場合、改善計画を報告すること。</p> <p>(iii) 改善計画実施期間内に、被害防止計画目標の達成率が70%に達していない場合、被害防止計画目標を見直すこと。</p> <p>〈指摘事例の概要〉（2県8市町8協議会を調査）</p> <p>① 国の交付金の配分ポイント加算を目的に被害軽減目標を一律30%減に設定（4市）、被害軽減目標数値の算定根拠が不明確（4市町）</p> <p>② 地区別分析に基づく被害防止計画（鳥獣捕獲計画）が未作成（7市町）</p> <p>③ 市町村から被害防止計画の実施状況報告を未徴収（1県）</p>	<p>収集し、取りまとめているところであり、現時点において市等から収集した調査票等を各県の担当者に提供した。</p> <p>○ 地区別分析の事例及び地区分析結果の活用事例を取りまとめた後に、改めて県を通じて市町村に対して情報提供するとともに、可能な限り地区別分析結果を活用し、被害防止計画を作成するよう助言することとしたい。</p> <p>○ 各県担当者会議（平成28年5月23日）において、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号 農林水産省生産局長通知）及び被害防止計画の作成例を示し、対策実施年度の翌年度の6月末までに、県は市町村から実施状況報告を徴収するとともに、被害防止対策に対する指導及び第二種特定保護管理計画の作成又は見直しに役立てるよう指導した。</p> <p>○ 各県担当者会議（平成28年5月23日）において、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」（平成20年3月31日付け19生産第9424号 農林水産省生産局長通知。以下「交付金実施要領」という。）、事業評価及び改善計画の報告例を示して、事業実施主体が、以下のことを的確に行うよう、県に対して指導した。</p> <p>① 事業評価を適切に行い、報告期限内に報告すること。</p> <p>② 被害防止計画に定められた被害軽減目標の達成率が70%未満となっている場合、改善計画を報告すること。</p> <p>③ 改善計画実施期間内に、被害防止計画目標の達成率が70%に達していない場合、被害防止計画目標を見直すこと。</p>

改善通知事項	回 答
<p>④ (i)期限内に事業評価を未報告(2協議会)、(ii)改善計画を未作成(3協議会)、(iii)改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率は70%に達していないが、当該目標の見直しを未実施(2協議会)</p> <p><b>3 鳥獣被害防止対策の的確な実施</b></p> <p><b>(1) 鳥獣の捕獲機材の管理運営等</b> (改善通知事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 県に対して、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して購入した捕獲機材の管理運営について、交付金実施要領に従い適正に行うよう、事業実施主体における管理運営状況を把握した上で、必要な指導を行うことについて助言すること。</p> <p>② 県に対して、事業実施主体の利用が低調となっている捕獲機材については、捕獲効果を高めるための研修の実施に関して指導を行うことについて助言すること。</p> <p>③ 県を通じて市町村に対し、捕獲効果の向上に資するため、地区ぐるみで捕獲の成果を上げている事例について情報提供すること。</p> </div> <p><b>〈指摘事例の概要〉(7市7協議会を調査)</b></p> <p>① 購入した捕獲機材の貸出先は把握しているが、捕獲実績は未把握(3協議会)、購入した捕獲機材を捕獲を実施する鳥獣被害対策実施隊員へ貸与せず、隊員以外の者がその一部のみを捕獲に使用(1協議会)</p> <p>② 捕獲機材の使用法の研修が行われていないため捕獲実績が低調(2協議会)</p>	<p>(東北農政局)</p> <p>○ 各県担当者会議(平成28年5月23日)において、交付金実施要領を示し、以下のことについて、県に対して指導した。</p> <p>① 県が地域協議会等の事業実施主体に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して導入した捕獲機材の管理運営について、交付金実施要領に従い適切に行うよう、管理運営状況を把握し、必要な指導を行うこと。</p> <p>② 県が地域協議会等の事業実施主体に対して、利用が低調となっている捕獲機材について、捕獲効果を高めるための研修の実施に関して指導を行うこと。</p> <p>○ 各県担当者会議(平成28年5月23日)において、捕獲効果の向上に資するため地区ぐるみで捕獲の成果を上げている事例(青森県弘前市鳥獣被害防止対策協議会の「地域ぐるみのアライグマ被害防止対策の取組」、岩手県住田町土倉集落の「高齢者でもできる!集落ぐるみの鳥獣被害対策」等)を、県から市町村へ情報提供するよう依頼した。また、その事例を東北農政局ホームページに掲載した。</p>

改善通知事項	回答
<p>③ 狩猟免許所持者の監督下で、狩猟免許を持っていない農家に自らの敷地内に設置されたくくりわなの管理、わなの見回り等を担当してもらうことにより、地区ぐるみで捕獲体制を構築した結果、大幅に捕獲頭数が増加（1市）、狩猟免許を持っていない住民が、講習会を経て、狩猟免許所持者の監督の下、地区内の箱わなの見回りや餌やり等の捕獲活動の補助作業を実施（1市）（推奨）</p> <p>(2) 侵入防止柵の管理運営等 (改善通知事項)</p> <p>東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 県に対して、鳥獣被害防止総合支援事業により設置した侵入防止柵の管理運営について、交付金実施要領に従い適正に行うよう、事業実施主体における管理運営状況を把握した上で、必要な指導を行うことについて助言すること。</p> <p>② 鳥獣被害防止のために個人が設置した電気柵に起因する死傷事案を受け、本年度実施した電気柵の安全対策に係る再点検・改善指導について、既に水稻等農作物の収穫が終了し、電気柵を取り外している状況がみられることから、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気柵を設置することが多くなる時期を中心に、引き続き、点検・指導を行うよう、県に依頼すること。 また、電気柵の危険表示板が未設置なものについては、その設置について設置者を指導するよう、県に依頼すること。</p>	<p>(東北農政局)</p> <p>○ 「鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さく的安全確保について」(平成28年3月29日付け27北生第1857号、27北振第1678号 東北農政局生産部長、農村振興部長連名通知)により、以下のことについて、県に対して指導した。 また、各県担当者会議(平成28年5月23日)においても、改めて議題として取り上げ、指導した。</p> <p>① 鳥獣被害防止総合支援事業等により設置した侵入防止柵の管理運営について、交付金実施要領に従い適正に行うよう、事業実施主体における管理運営状況を把握した上で必要な指導を行うこと。</p> <p>② 電気柵を設置することが多くなる時期となるため、設置者に対し、引き続き、点検指導を行うとともに、電気柵の危険表示が未設置なものについて、その設置について、設置者に対して指導すること。</p>

改善通知事項	回答
<p>〈指摘事例の概要〉（8市町21地区を調査）</p> <p>① 侵入防止柵のうちイノシシ対策用及びニホンジカ等対策用の電気柵について現地確認したところ、以下のとおり、管理運営が適正に行われていない事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 支柱が倒れ掛かり、イノシシに侵入されるおそれあり（1協議会2地区4か所）</li> <li>ii 電線によじれ等で、イノシシ又はニホンジカに侵入されるおそれあり（3協議会3地区3か所）</li> <li>iii 電線が雑草で覆われているため、漏電により防除効果が薄れ、イノシシ又はニホンジカに侵入されるおそれあり（2協議会2地区4か所）</li> <li>iv 電線の下段部分と地面の間の隙間が広く、イノシシの幼獣（うり坊）に侵入されるおそれあり（1協議会1地区2か所）</li> </ul> <p>② 農林水産省からの通知に基づく電気柵の安全対策についての再点検・改善指導において、以下のとおり、点検対象とされなかった電気柵あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 農家の個人設置柵については設置場所等を把握しておらず、点検対象外（2市町）</li> <li>ii 市単独事業で設置された柵のうち最近設置したもの、大きな道路沿いに設置されたもの等一部の柵のみ点検対象（4市）</li> <li>iii 調査票により柵設置地域団体に対し点検依頼したが、調査票が未提出の団体あり（1市）</li> </ul> <p>また、点検対象となっていなかった柵の中には、危険表示板が未設置のものあり（2市2地区3か所）</p>	

改善通知事項	回答
<p>(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進 (改善通知事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東北農政局は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、鳥獣を引き寄せない取組や侵入防止柵の維持管理などの被害防止のための総合的な取組を集落の住民が組織的かつ主体的に行う体制づくりを行うために参考となる取組事例について、県を通じて市町村に対し、情報提供する必要がある。</p> </div> <p>〈指摘事例の概要〉(8市町を調査)</p> <p>① 鳥獣を引き寄せない取組について、取組を啓発するためのパンフレットの配布、広報紙への掲載、研修会の開催にとどまっており、地区ぐるみのやぶの刈払い等の取組は未実施(6市町)</p> <p>② 地区ぐるみの総合的な被害防止のための取組を実施(推奨)</p> <p>i 集落3か所において、有識者を招いての住民勉強会のほか、住民の点検活動により被害マップを作成し、当該マップの情報に基づき、集落周辺に繁茂する雑草の刈払い、ニホンジカ等の隠れ場所となる立木等の伐採及び侵入防止柵の維持管理を実施した結果、1地区で主たる栽培作物である水稻の被害が対策の前後で約2割減少(1市)</p> <p>ii 鳥獣被害防止総合支援事業により設置した侵入防止柵の維持管理を各集落に任せ、当該集落の住民に対して講習会を通じて鳥獣を引き寄せない取組について指導したほか、他の交付金を活用して緩衝帯の整備や雑草の刈払いを実施した結果、平成25、26年度に実施したニホンジカによる被害状況についてのアンケート調査で、被害が減少したという集落あり(1市)</p>	<p>(東北農政局)</p> <p>○ 各県担当者会議(平成28年5月23日)において、岩手県遠野市の「市民参加型の鳥獣被害対策」、岩手県盛岡市猪去地区の「官民学協働のツキノワグマ被害防除活動」等の事例を、県から市町村へ情報提供するよう依頼した。また、その事例を東北農政局ホームページに掲載した。</p>

改善通知事項	回 答
<p>4 その他（人材に関する登録制度の活用） （改善通知事項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東北地方環境事務所は、イノシシ、ニホンジカによる農作物等被害が増加している東北地方において、鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識、技術を有する人材について、市町村等が主体的に行う被害防止対策にも有効に活用してもらうため、人材登録事業について、ホームページに掲載するとともに、県を通じ、市町村に対し周知する必要がある。</p> </div> <p>〈指摘事例の概要〉（8市町を調査）</p> <p>平成24年4月から27年10月末までの間に、東北6県の地方公共団体等が登録者の紹介を受けた実績をみると、農林水産省のアドバイザー制度は15件、環境省の人材登録事業は皆無</p> <p>さらに、調査した8市町のうち、7市町が環境省の人材登録事業を知らず、この中には、同事業の活用を検討するため情報提供を望む意見あり</p>	<p>（東北地方環境事務所）</p> <p>○ 平成28年3月15日、人材登録事業を紹介する記事を東北地方環境事務所ホームページ「野生生物の保護管理」トピックスにお知らせとして掲載するとともに、環境省本省ホームページの当該事業を紹介するページへのリンクを設定した。</p> <p>さらに、各県に対して、「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視の結果を踏まえた対応について（依頼）」（平成28年3月18日付け環東地野発第1603181号 東北地方環境事務所長から管内6県の自然環境部局長宛て）により、「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視の結果（通知）」（平成28年3月15日付け東北評第10号 東北管区行政評価局長から東北地方環境事務所長宛て）の写し及び周知用資料（環境省ホームページ人材登録事業の記事）を添付の上、当該事業の市町村への周知を依頼した。</p>